



国民年金揭示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。また、まとめて納める前納がお得です。6ヵ月分、1年分、2年分をまとめて前納するとお得です。

前納での割引額(口座振替の場合)

- ▶ 6ヵ月前納 → 1年間で約2,000円
- ▶ 1年前納 → 約3,000円
- ▶ 2年前納 → 2年間で約14,000円

平成27年4月からの保険料を口座振替により一括前納(6ヵ月分・1年分・2年分)を希望する方は、2月末までに各金融機関へ申し込みが必要です。期限を過ぎると、お得な割引を受けることができませんので、忘れず手続きしてください。

*申請用紙は、市役所市民課年金担当へ

*現在口座振替で前納にされている方は、更新の手続きは必要ありませんが、変更される場合は申請が必要です。

年金受給者の皆様へ

確定申告等に必要「公的年金等の源泉徴収票」が交付されます。

国民年金、厚生年金等の老齢(退職)年金は、所得税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

源泉徴収票は、老齢(退職)の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や、年金から差し引いた所得税額などをお知らせするためのものです。

公的年金等の支払者(厚生労働省・各共済組合)は、所得税が源泉徴収されたかどうかにかかわらず、老齢(退職)年金を受けている人全員に「公的年金等の源泉徴収票」を送付します。

税金の確定申告や還付請求をするときにはこの源泉徴収票を提出してください。

※障害年金や遺族年金は所得税の課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

●送付時期 1月中

●問い合わせ先

《国民年金・厚生年金》

- ・姫路年金事務所 ☎079・224・6385
- ・年金ダイヤル ☎0570・05・1165

《共済年金》

- ・各共済組合

姫路年金事務所出張年金相談

- ◆日 程 2月12日(木)
- ◆時 間 午前10時～午後3時(要予約)
- ◆場 所 市役所2階 204会議室
- ◆申 込 先 市民課 年金係 ☎43・6820

社会保険労務士による市年金相談

- ◆日 程 1月15日(木)、3月19日(木)
- ◆時 間 午後1時30分～4時
- ◆場 所 市役所2階 201会議室



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

窓口で支払う医療費の一部負担金の減免等について

災害や失業などの特別な理由により生活が一時的に困窮し、医療費の支払いが困難となった場合には、申請により最長6ヵ月間、医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担金(自己負担額)を減額、免除又は徴収猶予する制度があります。

●対象となる人

一部負担金の支払義務を負う世帯主、又は主として世帯の生計を維持する者が次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難であるとき。

- ①震災、風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害等」という。)により、住宅及び家財に重大な損害を受けたとき。
- ②災害等により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたことにより収入が減少した

- ③干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ④事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ⑤前記②～④に掲げる事由に類する事由があったとき。

申請に必要な書類は、医療介護課国保医療係の窓口でお渡ししますので被保険者証、印鑑をご持参のうえご相談ください。

また、市民税非課税世帯の世帯主に対しては、一部負担金の一部の助成を受けられる場合もありますので、詳しくは医療介護課国保医療係までお問い合わせください。

パブリックコメントを募集します

市では、次の計画の改定及び策定に取り組んでいます。各計画に市民の皆さまのご意見を反映させるため、計画案を公表し、意見募集(パブリックコメント)を行います。

- ①赤穂市子ども・子育て支援事業計画(素案)
- ②赤穂市地域防災計画の改定(案)
- ③赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

●計画(案)の公表

▷市HPに掲載 ▷市役所担当課で閲覧 ▷市内各公民館(9ヵ所)で閲覧 ▷保育所・幼稚園・あしたば園・児童館で閲覧(①のみ)

●募集期間

- ①12月22日(月)～1月21日(水)
- ②③1月8日(木)～2月6日(金)

●提出方法 計画案に対するご意見と住所、氏名、電話番号を記入のうえ、担当課まで持参(開庁日の午前8時30分～午後5時15分)、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください(書式自由)。

●結果の公表

提出いただいたご意見の概要と検討結果については、市のホームページ等で公表します。

(注)ご意見をいただいた方の住所、氏名、電話番号の公表はいたしません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしません。内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

●担当課・提出先

- 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
- ①健康福祉部子育て健康課 ☎43・6808
- FAX 45・3396 Eメール: kosodate@city.ako.lg.jp
- ②③市長公室 危機管理担当 ☎43・6866
- FAX 43・6892 Eメール: anzenanshin@city.ako.lg.jp

赤穂市有地を売却します

☎契約管財課 管財担当 ☎43・6865

市では、所有する土地を一般競争入札により売却します。

参加申込の受付

- 期間 1月6日(火)～30日(金)(土日、祝日は除きます。)
 - 時間 午前8時30分～午後5時15分
 - 場所 市役所2階 契約管財課管財担当
- ※事前の参加申込の無い人は、入札に参加できません。

入札の実施

- 日時 2月6日(金) 午前9時30分から(物件番号順に入札を行います)
 - 場所 市役所2階205会議室
- ※入札時間は実施要項でご確認ください。
※最低売却価格以上で、かつ最高の価格で入札された人が落札者となります。
- 申込方法や入札方法など、詳細は「赤穂市有地等売却一般競争入札実施要項」で必ずご確認ください。

赤穂市長選挙は 告示は1月11日(日) 1月18日(日)が投票日です

☎選挙管理委員会 ☎43・6846

期日前投票もできます

選挙期日(投票日)に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務が見込まれる人は投票日前であっても、期日前投票所で事前に投票することができます。

- 期間 1月12日(月・祝)～17日(土) 午前8時30分～午後8時

- 場所 市役所2階204会議室 地区公民館でも期日前投票ができます。

- ▷1月13日(火) 有年公民館
- ▷1月14日(水) 坂越公民館
- ▷1月15日(木) 尾崎公民館
- ▷1月16日(金) 塩屋公民館

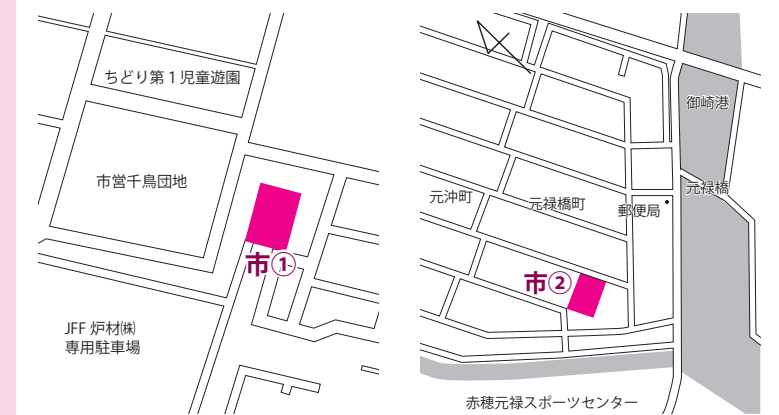
ただし、時間は午前10時から午後6時まで。ご自宅に届く投票所入場券(ハガキ)の裏面に宣誓書を記入し、期日前投票所にお持ちください。

※投票所入場券が届いていなかったり、持参するのを忘れた場合でも、本人確認ができれば投票することができます。

*開票は18日(日)午後9時から市民会館大会議室で行います。開票速報は市役所正面(東側)玄関広場での掲示と有線放送により、午後9時40分から、以後20分おきに行います。また開票結果はインターネットの「市ホームページ」でもご覧いただけます。

“赤穂をつくる あなたの一票”

入札物件



物件番号	市①
中広字東沖1709番3	
中広字東沖1709番4	
中広字東沖1709番5	
地目/雑種地	
地積/721.25㎡	
最低売却価格	28,420,000円

物件番号	市②
元禄橋町69番1	
地目/宅地	
地積/1,237.83㎡	
最低売却価格	71,540,000円

●実施要項は、市役所2階 契約管財課管財担当で配布しています。また、市ホームページ(<http://www.city.ako.lg.jp>)でも閲覧できます。